

公立大学法人熊本県立大学ネーミングライツ事業 募集要項

公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）は、「公立大学法人熊本県立大学ネーミングライツ事業規則」に基づき、本学の保有する施設等の有効活用による自己収入の拡大及び教育研究環境の向上を図ることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する法人等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が命名権を付与した法人等(以下「ネーミングライバートナー」という。)から得た命名権の対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を活用し、本学の教育研究環境の向上を図る事業をいいます。

2. 対象施設

別表「ネーミングライツ事業対象施設一覧」に定めた施設

3. 募集の概要

① 契約期間（命名権の付与期間）

令和8年4月1日から令和11年3月31日

② 命名権料（年額）基準価格

別表「ネーミングライツ事業対象施設一覧」参照

4. 応募資格

以下の各号に該当しない法人等が応募できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと理事長が認めるもの

5. 命名権の付与条件

- ① 命名する愛称は、本学の施設等の本来の目的に支障を及ぼさないようにするとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければなりません。
- ② 大学の施設にふさわしい愛称として、以下に該当するものは使用できません。
 - (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
 - (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (7) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - (8) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - (10) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (11) たばこの広告や喫煙を促すもの
 - (12) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - (13) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - (14) その他愛称として適当でないと理事長が認めるもの
- ③ 本学は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとします。ただし、本学の規則等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく当該規則等に規定する施設等の名称を使用するものとします。
ネーミングライツパートナーは、契約期間中は、原則として愛称の変更をすることはできません。

6. 命名権者の特典

ネーミングライツパートナーには、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン及びマガジンラック等を設置できます。サイン等の内容（デザイン、大きさ）、設置場所及び設置方法等は本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。

- ③ ネーミングライツパートナーは、本学のネーミングライツパートナーであること をPRすることができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。ただし、直接的な営利・販促目的による提案は認められません。

7. デザインガイド

ネーミングライツ事業によるサイン等の設置については、本学の良好な景観の保護のため、次のように定めます。

① 共通

- ・背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ・色彩は、周辺の環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。
- ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。
- ・サイン内容は、愛称の表記や法人等のシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク（シンボルマーク+ロゴタイプ）をメインとし、モデルを用いた写真等の使用は禁止します。また、キャラクター（法人等や商品、サービスなどを人格化、象徴化したもの）の画像などの使用について、法人等のシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク以外の使用は協議とします。



② 屋外サイン等 ※

- ・屋上へのサイン設置は不可とします。
- ・対象施設等部分の外壁1面の面積に対して、サインの合計面積は5%以内とします。
- ・歩行者、自転車・自動車運転者等の視界を妨げるため、立て看板、突出サイン等は禁止とします。
- ・電照サイン等を設置する場合は、高輝度にならないようにし、まとまりのある美しい夜間景観になるよう配慮することとします。

③ 屋内（内壁・柱等）サイン等 ※

- ・対象施設等の内壁（対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除く）の見付面積（鉛直投影面積）の総面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内とします（対象スペースと隣接スペースとの境界となる部分に壁・建具等がない場合は、境界となる部分に壁があると想定し総面積を算出します）。
- ・教育研究環境を乱すようなデザインのサイン等は避けるものとします。

④ マガジンラック等の設置

- ・対象施設等に1ヶ所のみマガジンラックの設置を可能とします。マガジンラックには、会社概要等パンフレットの設置が可能です。また、本学と協議の上、パンフレット等配布や管理のために、人員を配置できるものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。

⑤ その他

- ・前述の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか、周辺環境と調和しているか等の観点から、不採用とすることがあります。
- ・また、本ガイドラインに記載のない事項についても提案は可能とし、採否は選定委員会において判断します。ただし、直接的な営利・販促目的による提案は認められません。
- ・ネーミングライツ付与期間中でも、本学の基準に合致しないことが判明した場合は、本学はサイン等の変更を求めるすることができます。
※前述の面積計算は基準値であり、合理的な説明ができれば基準値を超えていても可能とします。

8. ネーミングライツパートナーの責務

- ① ネーミングライツパートナーは、愛称に関する一切の責任を負うものとします。
- ② 愛称の表示に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。契約期間の満了及び契約の解除に伴う原状回復に必要な費用についても同様とします。
- ③ ネーミングライツパートナーは、愛称及び愛称の表示物に関し、著作権等各種権利関係の確認及び法令上必要とされる手続を行わなければなりません。
- ④ ネーミングライツパートナーは、愛称の表示物に関し、点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を維持しなければなりません。
- ⑤ 第三者から愛称に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければなりません。

9. 応募方法

- (1) 提出書類（別途追加の資料等の提出をお願いする場合があります。）
 - ① ネーミングライツ事業申込書（別記様式第1号）
 - ② 愛称の案（別紙1）
 - ③ 経営基盤の安定性確認表（別紙2）
 - ④ 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
 - ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - ⑥ 法人の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
 - ⑦ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
 - ⑧ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
 - ⑨ デザイン・寸法及び配置がわかる書類等（施工方法・材質等の説明を含む）
 - ⑩ その他募集要項において必要とする書類
- (2) 締め切り

令和8年2月27日（金） 17:00 必着

10. 選考方法

本学が設置するネーミングライツ選考委員会において、応募の趣旨、応募資格、応募条件（命名権料他）、愛称等その他の提案内容、経営状況等を総合的に判断し、選考します。

応募者が1者のみの場合も同様です。このため、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合があります。

11. 審査項目及び基準等

次の審査項目をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募資格、愛称、応募の趣旨、ネーミングライツ料等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合もあります。

◆審査項目

項目	要件、基準等	判断等
応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none">・事業の趣旨に沿っているか・施設の魅力向上、地域貢献が期待されるか	適・否
愛称の案	<ul style="list-style-type: none">・学生、教職員に受け入れられるか・愛称・デザイン等は対象施設等にふさわしいものであるか・サイン等の設定条件を満たしているか (7. デザインガイド 参照) など	適・否
経営の安定性	<ul style="list-style-type: none">・ネーミングライツ事業の継続に不安はないか	適・否
ネーミング ライツ料	<ul style="list-style-type: none">・基準価格の水準に達しているか・財政的な観点から高額であるほど高評価とする	適・否 金額
判定	<ul style="list-style-type: none">・ネーミングライツパートナーとして適切か (応募が複数ある場合は、順位を付するものとする)	適・否 順位

ネーミングライツ事業申込書の「愛称の案」は、契約時に別途協議させていただく場合があります。

12. 選考結果の通知、公表

選考結果は、広告事業決定通知書（別記様式第2号）によりすべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツパートナーを選考しないこととします。

また、選考結果は本学の公式ウェブサイト等で公表しますが、命名権料については、申込者が非公開を希望した場合、非公開とすることがあります。

13. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。なお、ネーミングライツパートナーは当該施設等の契約更新に際して優先的に交渉することができます。ただし、契約更新の期間は、最初の契約締結時から5年を上限とし、5年を経過する場合は、改めて公募等の手続きを行います。

1 4. 命名権料の納入

ネーミングライツパートナーは、原則として本学が年度ごとに発する請求書により、指定期日までにネーミングライツ料を納入しなければなりません。

1 5. 契約の解除

本学は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができることとします。

- (1) 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- (2) 契約に定める条項に違反したとき。
- (3) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) その他理事長がネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約の解除が必要であると認めるとき。

1 6. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。

1 7. スケジュール

- (1) 公募期間 : 公告日～令和8年2月27日（金）
- (2) 応募書類締切 : 令和8年2月27日（金）17時
- (3) 事業者選考 : 令和8年3月上旬（予定）
- (4) 契約締結 : 令和8年3月中旬（予定）
- (5) 事業開始 : 令和8年4月1日（水）

1 8. 申込書の提出先及び問合せ先

熊本県立大学 総務課財務班

〒862-8502 熊本県熊本市東区月出3丁目1番100号

TEL : 096-321-6607

FAX : 096-384-6765

E-mail : zaimu@pu-kumamoto.ac.jp